



野川公園マネジメントプラン

令和8年(2026)3月
東京都建設局

はじめに

- I 公園の概要……………2**
 - 1 都市計画の概要
 - 2 開園の概要
 - 3 主な公園施設
 - 4 成り立ち・基本的な性格
 - 5 周辺の土地利用・自然環境
 - 6 利用概況及び特色
 - 7 整備計画等
- II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針……………5**
 - 1 目指す姿及び重点取組
 - 2 ゾーン別基本方針
- III 図面・写真……………9**
 - 現況平面図
 - 周辺土地利用図(空中写真)
 - 周辺土地利用図(地図)
 - 園内の写真
- IV 資料編……………12**
 - 公園の沿革
 - マネジメントプラン策定履歴
 - 利用状況等データ
 - 主な催し物
 - 主な活動団体
 - 関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行います。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

- 名称 三鷹都市計画公園第9・4・1号野川公園
調布都市計画公園第9・5・1号野川公園
小金井都市計画公園第9・4・1号野川公園
- 位置 三鷹市大沢二・三・六丁目各地内、調布市野水一・二丁目各地内、小金井市東町一丁目地内
- 面積 46.90ha
- 種別 広域公園
- 決定告示 (当初) 昭和50年2月28日 東京都告示第231号
(最終) 昭和61年1月21日 東京都告示第52号

2 開園の概要

- 名称 都立野川公園 (のがわこうえん)
- 開園日 昭和55年6月1日
- 開園面積 403,181.67㎡ (令和7年11月1日現在)
- 公園種別 広域公園
- 所在地 調布市野水一・二丁目、小金井市東町一丁目、三鷹市大沢二・三・六丁目
- アクセス 西武多摩川線「新小金井」または「多磨」、京王バス(調布-武蔵小金井)「野川公園一之橋」または「二枚橋」、小田急バス(三鷹-車返団地)「野川公園入口」、駐車場(有料)

3 主な公園施設

管理事務所、テニスコート、木製遊具、自然観察センター、自然観察園、バーベキュー広場、少年キャンプ場

園内マップ



4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、北多摩南部地域に位置し、三鷹市、調布市及び小金井市にまたがる公園である。この地域には本公園のほか武蔵野公園、浅間山公園、府中の森公園、神代植物公園、武蔵野の森公園、多磨霊園などがあり、豊かな緑が連担した一大オープンスペースを形成している

本公園は鉄道や道路などの交通網が比較的整備された地域にあり、西武多摩川線新小金井駅または多磨駅からは徒歩 15 分である。また、東八道路が公園内を通過し、人見街道が公園外周部に接している。

公園では、園内を横断する野川や国分寺崖線を活かし、動植物の保全・育成活動が行われており、生物多様性の確保や、自然保護意識を啓発する拠点としても重要な役割を担っている。

なお、三鷹市、調布市及び小金井市の地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・本公園の中心を東八道路が東西に横切り、公園を南北に分断している。東八道路は、公園の敷地に対して堀割式になっているため、公園内からは走行する自動車の姿は見えない。
- ・周辺は、北側が国際基督教大学、南側が低層住宅地で、西側には西武多摩川線が通り、これを挟んで都立武蔵野公園、多磨霊園などがある。東側には工場が立地し、近隣には武蔵野の森公園などがある。

(2)自然環境

- ・本公園の北側一帯は、かつて多摩川が武蔵野台地を削ってできた河岸段丘である国分寺崖線の斜面緑地となっている。この崖下からは地下水が湧き出している。野川の流域を含んだ河岸の自然が見られ、本公園ではこの一帯を自然保護区としている。また、南側はかつてのゴルフ

場の面影を残した平坦地である。

6 利用概況及び特色

芝生広場と休憩所（いこいの広場内）の利用については、午前 10 時から午後にかけての利用が多い。ゴルフ場跡を利用した公園であり、広大な芝生広場と樹林地が特徴的であり、遠足利用やデイキャンプ、バーベキューなど、親子による利用が多い。また、野川の流れるエリアでは自然観察センターを中心に、自然観察や川辺の散策利用が多い。

①自然観察園

公園の北側に沿って、かつて多摩川が武蔵野の台地を削ってできた河岸段丘「国分寺崖線」があり、この崖下からは地下水が湧いており、四季を通じて様々な野草や野鳥、昆虫などが見られる。

②芝生広場

ゴルフ場跡地を整備して開放した区域である。芝生の広場にクヌギ、コナラなどの雑木林やカツラ、トウカエデ、クスノキ、ケヤキなど種々の木立がある。この芝生広場は、いこいの広場、わんぱく広場、大芝生、自由広場などの名称の広場に分けられており、ピクニックや憩いの場として利用されている。

③野川

川幅は約 10m、公園の間を緩くカーブしながら、ゆったりと流れている。両岸には草が生え、岸辺の道や橋の上からは、自然の姿に近い川景色を眺めることができる。

④自然観察センター

自然観察園を訪れる人が展示に参加し、自然との付き合い方を学ぶ施設として、観察園と共にオープンした。野川や国分寺崖線を中心とした自然と人文についての展示、解説のほか、自然観察会などの催物を行っている。また、自然観察センターを拠点としたボランティア活動が四季を通して行われている。令和6年度にリニューアルオープンした。

7 整備計画等

(1)野川公園の整備計画(昭和55年)

整備にあたって、基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・武蔵野の森構想の前身である「野川沿大緑地構想」(1974年・中期計画)の一環として整備する。
- ・国分寺崖線、いわゆるハケの水系・植生の保全を図ると共に緑の回復を進める。
- ・緑に囲まれた林間広場、自由広場での小規模グループを主体としたスポーツ・レクリエーション活動の場とする。

Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

武蔵野の自然が残る野川や国分寺崖線の特性を生かし、生物多様性の保全や防災機能の強化等の取組を進め、都市の防災力を支え、豊かな自然を感じられる、魅力あふれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 公園整備による緑の保全

【施策1 緑と環境をまもる】

- 樹木診断の体験、発生材を活用した工作イベント等を行うこども向けのグリーンスクールなど、幅広い年代の都民に公園の緑を知り、ふれあう機会を提供し、緑の創出や保全への意識を高める取組を推進します。

(2) 生物多様性の保全と回復

【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。公園の特色に応じた希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。
- 観察会等の自然と親しみ、ふれあうイベントの開催やこどものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。

(3) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(4) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

(5) 特色あるイベント等の充実

【施策 6 にぎわいをふやす】

- 公園の魅力に光を当てる、特色あるイベントを充実し、賑わいを創出します。
- パークマルシェの開催やガーデンツアーリズム等、地域全体の魅力向上や活性化を視野に、自治体や近隣の文化施設、地元企業等多様な主体と連携した取組を進めます。

(6) 多様な過ごし方ができる空間づくり

【施策 7 笑顔をふやす】

- ゆったりと静かに過ごす、にぎわいを楽しむなど、利用目的に応じて、訪れた人が快適に過ごせる場を提供します。また、管理所の改築の機会を捉えるなどし、雨や日差しを避けて楽しめる場を創っていきます。

(7) インクルーシブな公園の創出

【施策 8 つながりをつなぐ】

- 障がいのある子もいない子と一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。

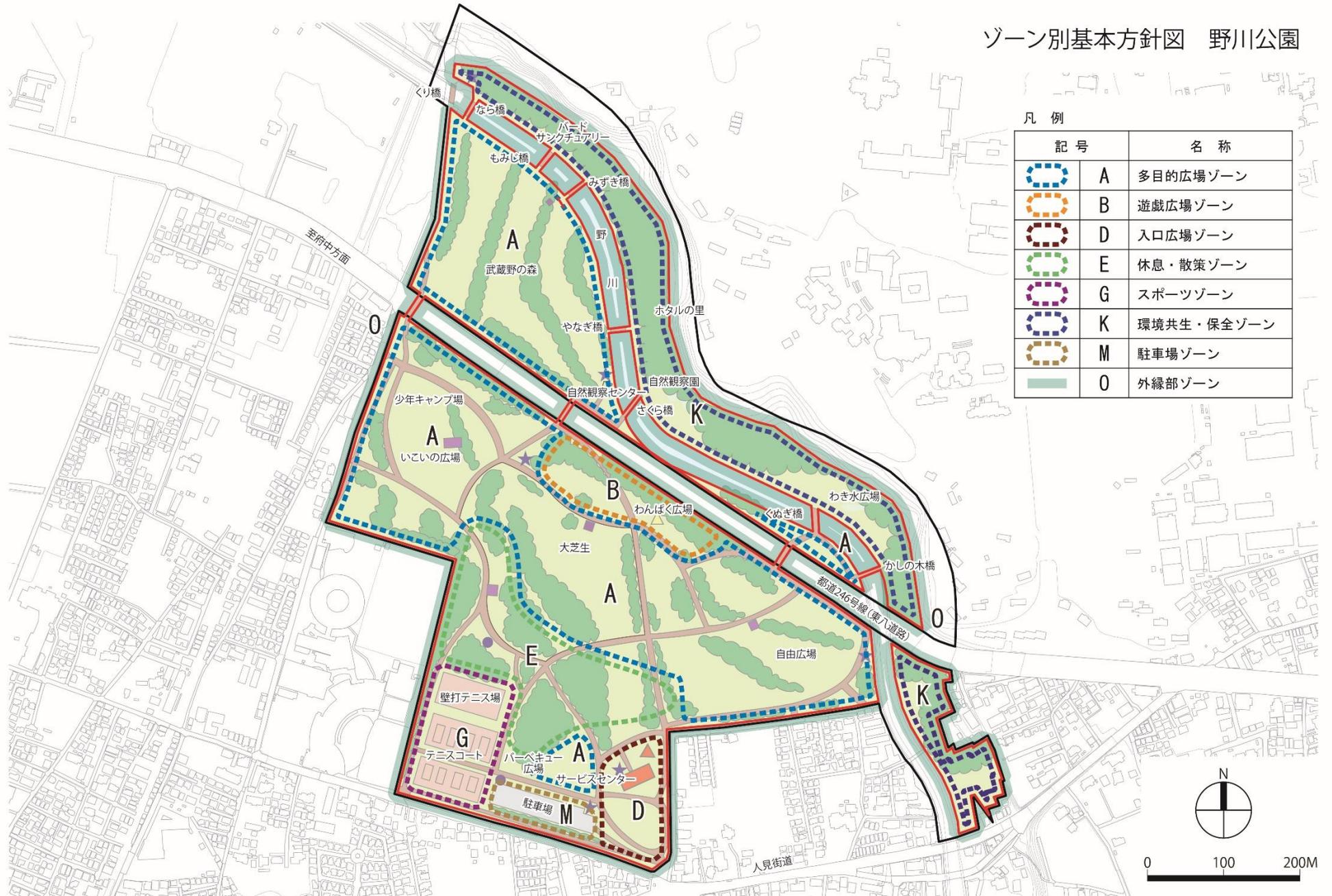
(8) 誰もが使いやすく楽しめる公園づくり

【施策 9 施設や空間をかえる】

- 障がいのある子もいない子と一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。(再掲)

2. ゾーン別基本方針

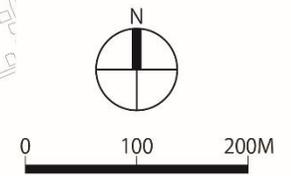
ゾーン別基本方針図 野川公園



凡例

記号	名称
	A 多目的広場ゾーン
	B 遊戯広場ゾーン
	D 入口広場ゾーン
	E 休息・散策ゾーン
	G スポーツゾーン
	K 環境共生・保全ゾーン
	M 駐車場ゾーン
	O 外縁部ゾーン

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。



■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野の森、いこいの広場、大芝生、自由広場のあるゾーン 様々な樹木の保全を図りながら、ピクニックや憩いの場としての利用に対応していく。 ・バーベキュー広場、少年キャンプ場のあるゾーン デイキャンプやバーベキューなどの利用に対応していく。
B	遊戯広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・わんぱく広場のあるゾーン 安全に遊具遊びができるよう対応していく。
D	入口広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の入口となる管理所周辺ゾーン 公園への入口として、待合など利用者が集まる状況に対応していく。
E	休息・散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地のあるゾーン 樹林の中を園路を巡っての散策や休憩などの利用に対応していく。

記号	区分	基本方針
G	スポーツゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコートのあるゾーン テニスコート（8面）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。
K	環境共生・保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺崖線のあるゾーン 野川沿いの自然を保全するとともに、バードサンクチュアリや自然観察園を活かしながら、生物とのふれあいやイベントを楽しむことができるよう対応していく。
M	駐車場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場のあるゾーン 案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも配慮する。
O	外縁部ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地等や公道に接する公園外縁部 本公園の外縁部で、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対して良好な景観の提供を図り、住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。また、東八道路に架かる3つの橋については、適切な管理を行う。

園内の写真



野川



自由広場



自然観察園



大芝生



テニスコート



少年キャンプ場

IV 資料編

■公園の沿革

昭和 50 年 2 月	東京都告示第 231 号により、都市計画決定
昭和 51 年 8 月	野川の右岸及び左岸にまたがる元ゴルフコースを利用して、園地整備し、暫定開放（暫定開放：12.4ha）
昭和 52 年	基本設計、実施設計、自然環境調査を実施
昭和 53～54 年	園路整備、便所 2 棟、植栽、給水施設等の整備や管理所を建築
昭和 55 年 6 月	38.5ha を開園 テニスコート 8 面、駐車場、便所、休憩施設整備
昭和 56 年 6 月	0.1ha を追加開園 バードサンクチュアリを開設（自然保護区 3.6ha）
昭和 61 年 1 月	有料施設として、庭球場 8 面と駐車場を開設 無料施設として、ゲートボール場 2 面、テニス壁打ち場を開設 東京都告示第 52 号により、都市計画変更
昭和 62 年 6 月	0.7ha を追加開園 自然観察センター完成
昭和 63 年 2 月	自然観察園の整備開始（～平成元年度まで）
昭和 63 年 6 月	ボランティア募集開始 自然観察センターオープン、ボランティアの活動開始
平成 2 年度	自然観察センター増築
平成 8 年 6 月	0.2ha を追加開園
平成 11 年 6 月	0.2ha を追加開園
平成 22 年 6 月	0.05ha を追加開園
平成 23 年 6 月	0.2ha を追加開園
平成 27 年 6 月	0.2ha を追加開園
令和 6 年度	自然観察センターリニューアルオープン

■マネジメントプラン策定履歴

平成16年8月	パークマネジメントマスタープラン策定
平成18年12月	野川公園マネジメントプラン策定
平成22年3月	野川公園マネジメントプラン改定
平成27年3月	パークマネジメントマスタープラン改定 野川公園マネジメントプラン改定
令和4年3月	野川公園マネジメントプラン改定
令和6年3月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和8年3月	野川公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
年間総計（人）	1,663,043	1,737,089	1,932,309	2,667,565	1,790,846

2)月別利用者数の推移

6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月別利用者 （人）	233,887	241,778	127,006	63,227	59,954	134,333
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	190,534	172,102	113,838	94,971	102,727	245,518

3)有料施設の利用状況

(件)

施設名	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
テニスコート	32,218	27,232	37,144	22,023	35,456

■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	レンジャープログラム	5月、7月	73
	2	外国語プログラム	7月、9月、10月、2月	446
	3	植物観察会	4月、5月、10月～1月、3月	250
	4	野鳥観察会	10月～3月	144
	5	小さな昆虫教室	4月、10月、2月	61
	6	キッズレンジャー	7月～9月	32
	7	チャレンジキャラバン	12月	258
	8	そなえパークの日	3月	10
都民協働	1	自然観察センターの協議会	通年	281
	2	自然観察園の保全作業	通年	2,508
	3	観察会の運営	通年	381
	4	自然観察センターの展示更新	通年	157
	5	安全管理講習	通年	97
	6	学校団体等のボランティア受け入れ	—	574
自主事業	1	自然観察センターの展示リニューアル	通年	—
	2	森の地図スタンプラリー	9月～1月	1,877
	3	むさしのカレッジ	4月、10月～12月	205

自主事業	4	親子スポーツ教室	6月、9月、10月、12月、1月～3月	16
	5	キッズ&ジュニア走り方教室	5月、2月	63
	6	障がい者スポーツ体験プログラム	12月	46
	7	パークライフマガジン	通年	—

■主な活動団体(令和6年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
野川公園緑の愛護ボランティアの会	自然観察園を中心とする自然環境保全	110
国際基督教大学	普及啓発イベントへの参加や、外来種の選択的除草などのボランティア活動	210
アメリカンスクールインジャパン	ナラ枯れ後の次世代の森づくり	120

■関連する行政計画等

- ・ 2050 東京戦略（令和7年3月）
- ・ 新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和5年6月）
- ・ 都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・ 東京都景観計画（平成30年8月）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年3月）
- ・ 緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）
- ・ 東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）
- ・ 調布市地域防災計画（令和6年修正）
- ・ 小金井市地域防災計画（令和5年修正）
- ・ 三鷹市地域防災計画（令和6年修正）